

大道寺繁郷『越城亀鑑』——延享二年〜寛延二年——

田中 文敏

はじめに

福井藩越前松平家は関ヶ原合戦後の慶長六年（一六〇二）、結城秀康が越前国六八万石を拝領し創設された。以後二代忠直の隠居、貞享の半知など幾度となく危機が訪れたものの、江戸時代を通じて一八代、およそ二七〇年にわたって越前国を支配してきた。

しかし結城秀康より二代忠直―三代光長―四代忠昌―五代光通―六代昌親―七代綱昌―八代吉品（六代昌親再封）―九代吉邦―一〇代宗昌と続いた血脈は、一一代宗矩を最後として途絶え、以後は徳川將軍家の家族として遇された徳川御三卿家のうち田安・一橋両徳川家より養子を迎え、また養子が生んだ子により越前松平家の家督が継承されていくことになった。¹⁾

その始まりとなったのは、一一代宗矩の後を相続した一橋徳川

家初代宗尹嫡子小五郎である。小五郎は寛保三年（一七四三）八月二二日一橋屋敷において誕生した（父一橋宗尹・母俊姫「関白一条兼香女」）。延享四年（一七四七）六月二二日幕命「当時大御所徳川吉宗・九代將軍家重」により福井藩主松平宗矩の養嗣子となり、幼名を「小五郎」から初代結城秀康の幼名である「於義丸」へと改めた。寛延二年（一七四九）一〇月二一日宗矩死去により同一二月七日七歳で家督を相続し、二代藩主に就任した。宝暦五年（一七五五）六月一三日に元服し、家重より偏諱を賜り「重昌」と名乗り、従四位上権少将・越前守に叙任されたが、三年後の宝暦八年（一七五八）三月一八日一六歳にて天死し、わずか九年間の治世であった。

重昌の死後は実弟（一橋宗尹三男）重富がその養子となり一三代藩主に就任し、寛政一一年（一七九九）五二歳で致仕するまで四一年間福井藩政を担った。²⁾

従来一二代重昌の養子入りは一一代宗矩による家格昇格運動とし

て捉えられており、貞享の半知により打撃を受けた越前松平家の家格を古来に復すことを意図としたとされる。³⁾

本事例は福井藩越前松平家の血脈が結城秀康以来の流れから徳川御三卿家の流れに変わった画期であり、その転換期である。この血脈の変化により福井藩制（政）及び家臣団、幕府・福井藩越前松平家・徳川御三卿家の関係、及ぼした影響を具体的に解明していくことが課題として残されているが、本稿ではその契機として血脈変化の端緒となった重昌の養子入りに関わる史料の翻刻・紹介をしたい。

それが福井県立図書館保管松平文庫の『越城亀鑑』⁴⁾である。本史料は冒頭（事書）部分に「刑部卿様御嫡子様御当家え御養君二被為入候濫觴」とあり、一橋宗尹嫡子小五郎（後の重昌）が福井藩越前松平家に養子入りした経緯などについて記載されている。

著者は福井藩において重昌の養子入りを担当した一人、御用人大道寺重高（繁郷）である。繁郷は『武道初心集』・『越叟夜話』・『落穂集』などの著作で知られる大道寺友山を父に持ち、享保二年（二七二七）友山隠居後江戸にて召し抱えられ、若殿様御取次・江戸御留守御用・奏者席（御用人・御奏者番兼）を歴任した。⁵⁾ 本書奥書に「此書は某御内用相勤候節之覚書也、深秘置処御聞及、達て御所望付難黙止書写進申候、自己之覚書二候故年号・時日等聊相違も可有之や、尤文談愚盲之儀、只実事を以書留候を其俣書写し進申候、他見之儀は御用捨可被下候、不備 安永二癸巳冬至日 大道寺孫九郎繁郷入道遊翁（花押） 八十五歳書 狛帯刀殿」とあり、安永二年（一七七三）繁郷八五歳時に、一三代重富が秘蔵していた本書の

存在を知り大変所望したので書写し、家老狛伊勢守澄賢を通して呈上したものである。

記事は後述するように延享二年（二七四五）から始まり、宝暦八年（一七五八）一二代重昌が死去し、一三代重富が相続するまで編年体で記載されており、附録も付されている。

本稿では紙幅の関係上、『越城亀鑑』のうち延享二年から寛延二年の一二代重昌家督相続までの五年間分を翻刻・紹介する。

一 松平重昌の養子入り

本史料の記載は延享二年より始まる。この年松平宗矩は江戸への参勤を行った。参勤後、福井藩留守居浅井源左衛門より幕府御側御用取次小笠原政登（福井藩御用頼）に、宗矩の官位昇進および将軍家よりの養子入りの口上書（内願）を提出した。

まもなく小笠原より口上書受領の返事があったものの、翌延享三年になっても内願に対する返答がなかったため、大道寺繁郷より幕府西丸若年寄加納久通へ小笠原に提出した内願承知の有無について承合した。しかし加納よりは内願未達、承知してない旨の返答があった。翌日再度加納のもとに赴き、小笠原へ提出の口上書控えを提出したが、加納よりは「石州え被仰込候儀を我等取扱候ては不宜」とのことで、小笠原より口上書を返却してもらった後再度加納へ提出、添削後受領された。

翌延享四年正月、加納の紹介により当時「御側第一之仁」であつ

た幕府本丸側衆敷忠通へ面会。四月に幕府本丸老中酒井忠恭より宗矩の実子の有無について問い合わせがあり一人もいない旨返答すると、同一五日藪より（宗矩養子については）後日沙汰があると伝達された。

実際正式に宗矩の養子決定が伝えられたのは同年六月一二日のことではあるが、『国事叢記』によれば五月二九日に幕府老中堀田正亮屋敷において、宗矩に一橋宗尹嫡子小五郎（後の重昌）養子入りの内意が伝えられたとある。⁶ 六月六日江戸よりの徒飛脚が越前に到来し、宗矩養子決定の旨が本多内蔵助副紹・家老へ伝達。⁷ 同日酒井外記知喬・渡部左仲祐張・飯田作左衛門安至・秋田三五左衛門勝静カ四名に養子入り御用が命ぜられ、渡辺・秋田両名は同一六日江戸へ向け出発した。⁹

さて養子が決定した六月一二日、宗矩は「宗矩公御養子御貰受ノ節思召書御親書」¹⁰を認めている。

今日結構ニ被仰出冥加至極難有儀ニ候、我等事末家之次男に生れ、本家相統高官・大録⁸之身と成、婚姻迄上意之趣も有之、婦国之節不及仮養子、国元ニて不慮之儀候ハ、思召も可有之旨被仰渡安心之義冥加之至ニ候、右之御高恩何事を以可奉謝も無之候、拟婚姻調候上出生も候えは、血筋之義勿論ニ候え共、終に無出生、剩奥方ニも先年不幸ニて当家正統之血筋絶果一入不堪悲歎、且我等血筋は不本意、何とそ御上御近き御連枝当家え被為入、再昔に立帰候えは我等末家より当家間断を続候、せめて追孝国家之為と徹骨髓、日夜心底之大願故、度々婦人之事を一

類共・家老・用人も申聞候え共、先年御老中方え不致再縁旨申達候上は、況妾女不召遣、畢竟前ニ申こことく国元ニて不慮之儀候ハ、思召も可有之旨被仰渡候へは、我等に子共無之候ハ、誰か百年之齡なく、一度は当家之為可然御方可被為入と致覚悟候、是迄家中之者共不審ニも可存候へ共、右之胸中故小事は無貪着候キ、兼ては死後ニ成就と心得候処、年来之大願生前ニ成就安心之上之安心、吹聴可申様も無之、我等いかなる冥加ニ候や、か様成重疊之御高恩先祖・国家え対シ誠ニ難有次第、大慶至極ニ候、右ニ付ても此已後猶更外々え無失礼、末々迄かさつの働無之様ニ可申付候、此旨何も可存候、以上

六月十二日
（延享四年）

冒頭では宗矩が末家の次男として誕生したにもかかわらず、（思いがけずに）上意（幕命）により本家を相続し高官・大禄の身となり、さらに婚姻まで上意（幕命）を受けたことへの感謝の意を述べている。続く「婦国之節不及仮養子、国元ニて不慮之儀候ハ、思召も可有之旨」とは、宗矩はすでに享保一五年四月一八日の国許への初御暇御礼の際、吉宗より「仮養子之願可被指出候え共、実子出生迄は仮養子之願申上ニ不及旨」の御前沙汰、ならびに「御上ニも御子様方も被成御座候えは、思召も可有御座」旨を伝えられており、このことを示していると思われる。

宗矩は陸奥国白河新田藩主松平知清の次男として誕生し、結城秀康の玄孫にあたる。宗矩は九代吉邦の仮養子となっていたが吉邦死去後幼年により相続は保留、享保六年二月一日吉邦の後を相続

した一〇代宗昌の養子となり、享保一八年勝姫（吉邦娘）を正室とした。享保九年宗昌の死去により一一代藩主に就任し本家を相続するが、後嗣が誕生しないまま寛保三年に勝姫が亡くなって以降は、後室・養子を迎えることはなかった¹²⁾。

勝姫死去により結城秀康―忠昌系の血統は途絶えたため、宗矩は「我等血筋は不本意、何とぞ御上御近き御連枝」よりの養子を迎え、再び昔日の將軍家家門としての血統に復すことを願っていた。養子は宗矩の生前に決定し、準備が進められることになったのである¹³⁾。

二 常盤橋屋敷への引越

重昌の養子入りが決定した延享四年六月一二日、重昌居住予定の御殿建築場所の吟味が行われたが、常盤橋屋敷（福井藩上屋敷）は大変狭く土地確保が困難なことから、当初霊岸島屋敷（同中屋敷）への建築を数忠通へ願ひ出た。しかし数より一橋宗尹嫡子の養子入りは宗矩の身持・勤向がよく、家法正しく仕置等ができていることを吉宗が評価したからであり、宗矩の側近くで養育することにより平常の身持・仕置等を重昌に見習わせ、立派に育ってほしいとの思召により決められたので、霊岸島屋敷での養育は「思召違（了簡違）」として受け入れられなかった。



図1 重昌御殿建築場所拝領添地
 (『国事叢記』延享4年7月26日条)

これにより福井藩は常盤橋屋敷と隣の酒井忠寄上屋敷の間に十分な御用地があったことから、この地の借り受け（添地）を願ひ出た。一兩日後堀田正亮より常盤橋屋敷および隣地の坪数調査の命があり、調査の上提出。同二五日隣地の御用地および酒井忠寄上屋敷の内、添地として六六二〇坪余を拝領した（図一）。

しかし当時福井藩は上野東叡山寛永寺火之番役を任命されていた。以前は寛永寺宿坊に小屋掛けし一番手の番人を配置していたが、近年は宿坊への配置が無用となり、各大名は居屋敷（上屋敷）・中屋敷・下屋敷などへ番人を配置することとなった。福井藩では一番手の番人は常盤橋屋敷へ、二番手の番人は霊岸島屋敷へ配置していたため、常盤橋屋敷の隣地堺に番人小屋数十軒が建てられていた。重昌御殿を建築するためには番人小屋を撤去する必要があったが、

その際一番手の配置場所が問題となり、藪へ難義の旨を伝達すると翌日二六日寛永寺火之番役は御免¹⁵。番人小屋撤去が決まり、重昌御殿建築場所が無事確保された。

重昌御殿建築場所として拝領した添地六六二〇坪余は七月二六日に引き渡された¹⁶。重昌御殿普請は江戸町人橋本助右衛門の請合・金元となり¹⁷、八月一九日釘始規式が行われ、二五間計程ずつの長屋八通(八軒)の建築が予定された¹⁸。実際の普請は二ヶ月後の一〇月二三日より開始¹⁹、普請完了日は不明なものの同年一二月二三日に一橋屋敷より常盤橋屋敷の重昌御殿へ引越が行われた²⁰。

三 松平重昌の家督相続

寛延二年一〇月二二日、一一代宗矩は江戸にて死去した(享年三五歳)。一ヶ月後の一一月二二日、宗矩死後の藩政に関し三通の書付・口上書が堀田正亮に提出されている。

一通目の本紙書付では冒頭で①享保六年九代藩主吉邦死去時の事例²¹、②一一代宗矩が後嗣なく病死した場合の対応(重昌養子入り決定以前に吉宗の内意を伝達された事)もあり、幼年藩主が相続した場合に幼年期は越前松平家一門とも相談し藩政を執行していくが、家老先導では領分仕置に不安があるため、一橋宗尹に重昌養育・領分仕置の後見を願っている。

二通目の別紙書付では、一橋宗尹の後見を願う本紙書付の末尾にある「於義丸幼年之儀を無覚束存候て申上候(ル)儀二ては毛頭無

御座」との記載についての弁明である。この文言は大御所吉宗が越前松平家の筋目を考慮し、一橋宗尹嫡子(重昌)の養子入りを決定したので、重昌に不慮のことがあれば再度思召があるかと思ひ安心してのこと、あくまで(宗尹の後見は)宗矩の仕置筋が保たれるようにとの家中の願いであり、幼年藩主では頼りない(不安である)から願い出たのではないとする。しかし越前松平家は大法(貞享の半知)を経験しており、幼年藩主不慮時の家の行く末に家中が不安を抱えていることも事実とする。

三通目の口上書では、①本紙書付の表書に「一橋様御後見之儀」と認められているが、その極意は以前より宗矩から伝えられていた大望・大願であり、特に重要事項であったため書面に記載しなかつたとする。②また書付は既に一橋徳川家家老とも内談済であり、聞き入れられなければ藩政に支障が生じる恐れがあるとする。

翌二三日堀田より一橋宗尹後見願いについては、重要事項につき問い合わせのため、翌二四日五半時出頭の旨が到来した。これを受け、家老・用人らは再度「兵部太輔自筆二相認候書付之趣」を認め、翌日堀田のもとに赴き提出した。堀田は書付を熟覧、更に二二日提出書付とも承合の上で問題点を指摘した。

それは今回提出の書付にある「万々一上之思召を以一橋様直二被為入候様之御沙汰二相成候ハ、…」という箇所である。先書付に本箇所は見られず、堀田はこの願いが「御願望第一」・「奥意」ではないかとし、そうであればこのたびの書付(願い)は受け取れないと伝達した。対して福井藩側は本日提出の書付はあくまで(参考程度

に) 御覧に入れたままであり、家中の願いは二二日提出書付が本意である旨を伝え、本日提出書付を除き、書付は受領された。

同年一二月七日、無事に重昌が宗矩の家督を相続し、藩主に就任した。また願い出ていた一橋宗尹の後見も了承され、重昌は九年間の藩政を開始した(宝暦八年に夭死²²)。

四 登場人物

○幕府

- ・小笠原石見守……………小笠原政登(御側御用取次)『寛』一九一六〇〜六一
- ・加能遠江守……………加納久通(西丸若年寄)『寛』二二一〜一三八
- ・藪主計頭……………藪忠通(本丸側衆)『寛』二二一〜一四七
- ・酒井雅楽頭……………酒井忠恭(本丸老中)『寛』二二一〜二二
- ・松平左近将監……………松平乗邑(老中)『寛』一一五九〜六一
- ・水野和泉守……………水野忠之(本丸老中)『寛』六一七二〜七三
- ・酒井讚岐守……………酒井忠音(本丸老中)『寛』二二五〜二六
- ・堀田相模守……………堀田正亮(老中)『寛』一一一四
- ・酒井左衛門尉……………酒井忠寄(譜代席、老中)『寛』二一五一
- ・大岡出雲守……………大岡忠光(御側御用取次)『寛』一六一三一九
- ・高井兵部少輔……………高井信房(御側御用取次)『寛』一八一三三二〜三三二
- ・本多伯耆守……………本多正珍(老中)『寛』一一一三〇〇
- ・吉川源太夫……………加納久通家老
- ・飯田肉八……………藪忠通家老
- ・荒木瀬兵衛……………酒井忠恭用人
- ・春日井庄兵衛……………堀田正亮用人

- ・岩滝五兵衛……………堀田正亮用人
- ・蔵次甚大夫……………堀田正亮用人
- ・喬松院……………大岡忠光母「天野重忠養女」『寛』一六一三二九

○一橋徳川家

- ・刑部卿……………一橋宗尹(徳川吉宗四男、一橋徳川家初代当主)
- ・高林弥兵衛……………高林明慶(一橋徳川家用人)『寛』二一一九三
- ・石川孫太郎……………石川攻(一橋徳川家用人)『寛』一九一四

○福井藩(越前松平家)

- ・伊予守忠昌……………松平忠昌(四代)
- ・兵部大輔・徳正院・千次郎……………松平宗矩(二一代)
- ・兵部大輔吉品……………松平吉品(六代・八代(再封))
- ・伊予守吉邦……………松平吉邦(九代)
- ・小五郎・於義丸……………松平重昌(二二代)
- ・同氏但馬守……………松平直純(播磨国明石藩三代「明石松平家四代」)。
- ・同名但馬守……………松平直常(播磨国明石藩二代「明石松平家三代」、享保一五年四月一六日条)
- ・同性大和守……………松平基知(陸奥国白河藩二代「前橋松平家三代」)
- ・(同性)中務大輔……………松平宗昌(越前国松岡藩二代、のち福井藩一〇代)
- ・浅井源左衛門……………留守居、二五〇石『履』一一一六〇
- ・大道寺孫九郎……………用人、五〇〇石(寛延二)『履』四一〇
- ・天方数馬……………用人、五〇〇石『履』一一三一
- ・近藤十兵衛……………右筆・家老中御用加役、一五〇石(延享元)『履』三二二四
- ・明石縫殿……………用人、七〇〇石『履』一一一七
- ・大谷一(市)右衛門……………留守居、二〇〇石・役料一〇〇石『履』二二一三
- ・津田九右衛門……………留守居、二〇〇石・役料一〇〇石『履』四一一五
- ・加藤長右衛門……………聞番(留守居)、一五〇石・役料一〇〇石『履』二二一六五

・岡部造酒助……………家老(寛延二)、一五〇〇石『履』二一一
・芹田図書……………家老(寛延元)、三五二五石『履』一一二
○『出典』『寛』は『寛政重修諸家譜』一九六四〜一九六七年(続群書類従完成会)、『履』は『福井藩士履歴』『福井県文書館資料叢書九』二三、二〇一三、二〇一七年(福井県文書館)。いずれも『書名』巻数―頁数で表記した。

註

(1) 福井市編『福井市史』通史編二 近世、二〇〇八年。なお一六代斉善は一代將軍徳川家斉の二四男、一八代茂昭は越前松平家分家の糸魚川松平家より養子入りしている。

(2) 松平文庫『越前松平家系図』(福井市編『福井市史』資料編四 近世二、一九八八年、二七〜三〇頁)

(3) 本事例を松平秀治氏は徳川御三卿家より大名家へ養子入り後に家格が上昇した初例(大名家格制についての問題点)〔徳川林政史研究所研究紀要』昭和四八年度、一九七四年)とし、松尾美恵子氏・舟澤茂樹氏は養子入りを要因として殿席「大広間から大廊下へ」が変化したとした(松尾「大名の殿席と家格」〔徳川林政史研究所研究紀要』昭和五五年度、一九八一年)および舟澤「福井藩の変遷と福井松平家」〔日本海地域史研究』第一四輯、一九九八年)。なお舟澤氏は註一五三九頁で『越城亀鑑』の記述をもとに、吉宗が御三卿家よりの養子を許可した理由を述べている。また近年では永井博氏による、重昌養子入りに至る経緯・背景・意義について、官位や家格・格式とも絡めて分析した成果(福井藩主松平宗矩の家格昇進運動―橋小五郎の養子をめぐって―)〔茨城県立歴史館報』三三号、二〇〇五年)がある。しかし本稿で取り上げる『越城亀鑑』については、これまで舟澤氏が上記で用いるのみで、詳細な分析はなされていないのが現状である。

(4) 福井県立図書館保管松平文庫二一〇号
(5) 『福井藩士履歴四た〜ね』(福井県文書館資料叢書一二) 二〇一六年、一〇頁。堀井雅弘「研究ノート 福井藩士大道寺友山」〔福井県文書館研究紀要』一一、二〇一四年)
(6) 「国事叢記」八 延享四年五月廿八日条(福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共編『国事叢記上』(福井県郷土叢書第七集) 福井県郷土誌懇談会、一九五一年、八六三頁)。以下「国事叢記」を「国」と略称。
(7) 「国」八 延享四年六月五日条(同) 八六三頁
(8) 「国」八 延享四年六月六日条(同) 八六三頁
(9) 「国」八 延享四年六月一日条(同) 八六六頁
(10) 越葵文庫「松平宗矩書付」(註2、七九〜八〇頁)。また松平文庫二〇九―一八号「御養君被仰出候二付御家中江被仰渡御自筆書付(宗矩公御代御秘藏御書類のうち)」および「国」八 延享四年六月二日条(註6、八六四〜八六五頁)にも同文の文書が確認できる。なお松平文庫のものには包紙に「延享四丁卯年六月十二日御養君被仰出旨二付御家中へ被仰出」とある。
(11) 「国」六によれば、享保一五年三月一八日のこととする(註6、五八八頁)
(12) 松平文庫「越前松平家系図」(註2、二七〜二八頁)
(13) 養子決定翌日の六月一三日もしくは同四日に数忠通より、堀田正亮が尋ねたいことがあるので大道寺が屋敷に赴き用人春日井庄兵衛に面会するよう書状が到来した。書状の内容を明石縫殿へ伝え宗矩拝見後、宗矩は留守居三人に書状を見せ、考えを聞いた。留守居の一人大谷弥一右衛門は「御老中前之儀は前々々御留守居共御用相勤来候、然ル処御用人にて相済儀ニ御座候ハ、私共儀御役御免被下候様ニ」と返答し、「不同心」の旨を伝えた。大道寺はこれまで老中酒井忠恭の屋敷を訪れ宗矩実子の有無について問い合わせを受けるなど、老中に呼び出されることは初めてのことでなかった。

書状到来の翌日大道寺は藪のもとを訪れ、家老飯田内八へ「御老中前之儀は当家にて只今迄留守居計罷出勤来候儀ニ候処、拙者此度相模守様え被召呼罷出候ては、家法ニ相背候様ニ相成如何ニ存候、留守居共勤内之儀を私取候様ニ留守居共万々一存候ては主人之為ニも不宜、其上此節御用中留守居共と私不和ニ相成候ては、用向之差支ニも相成可申や」の旨を伝達したが、藪は不快感を示し今回の件は「心得違」との返答、ならびに老中前御用について五つの作法を大道寺へ伝えた。

その作法とは①甚だ重き御用筋は主人(大名)へ老中が直接伝達、②①ほど重要ではないことは用頼の者頭衆をもって伝達、③領分仕置などについては家老を呼んで伝達、④献上物などについては留守居を呼び用人とも対談、⑤特に重要ではないことについては用人を呼んで内々に伝達、の五つとする。この作法に従えば本件は⑤に該当する。

大道寺はこれまでこの作法を承知しておらず謝罪したうえで、藪へ今後内用による呼び出しの場合は、堀田正亮用人より福井藩留守居へ切紙にて用掛の用人のうち一人赴く旨を伝えていただければありがたいと願い、了承された。

この一件を受け堀田は「きつい賞味、当時其元と拙者申談手前え参れと申を家法ニ障るニ付ていやしやと言士ハ当時天下ニ御座るまひ、世上の家老・用人共ハ色々手寄を以、何卒取入望以と言、最中いやといふハ頼母敷士て御座る、兼て大道寺ハ聞及ひました、兵部殿（兵部卿殿）ハよひ家来をおもちやつた」と大道寺を評した逸話が載せられているが、逸話の真実は不明である。

(14) 「国」八 延享四年六月二十五日条では坪数を六六二四坪とするが、同七月二六日条拝領添地請取の記事掲載の図(「図一」)では六六二八坪とあり齟齬がみられる(註6、八六六〜八六八頁)。

(15) 「国」八 延享四年六月二六日条(註6、八六七頁)

(16) 「国」八 延享四年七月二六日条(註6、八六七〜八六八頁)

(17) 「国」八 延享四年八月五日条(註6、八七三頁)

(18) 「国」八 延享四年八月一日条(註6、八七五頁)

(19) 「国」八 延享四年一〇月二三日条(註6、八八二頁)

(20) 「国」八 延享四年一二月二三日条(註6、八八五〜八八七頁)

(21) 「国」六 享保六年一二月一日条に詳しい(註6、五一八〜五一九頁)
一、十二月十一日三将御登城、御老中列座以御書付被仰渡

松平伊予守死去之段、達御聴候、病氣養生間も無之、其上壮年之事情、別て御残念ニ被思召候、伊予守男子無之ニ付、兼て同姓千次郎を飯養子ニ願置候え共、近年越後守死去、浅五郎儀も未若年之事ニ候えは、今度伊予守跡式幼少之者ニ相続被仰付候儀、一家之者共ハ不申及、上之御為ニも不可然被思召候、中務大輔事は、先伊予守正統之孫之儀ニ候故、伊予守跡式越前福井城ニ拾五万石、並当時之所領五万石、都合三十一万石被下置候、千次郎儀は則中務大輔養子被仰付候間、成長之上、伊予守娘と為致婚姻候様ニと思召候事

十二月十一日

井上正岑曰、伊予守殿死去之間も無之内、被為召相続被仰付儀、三家は各別、外二例無之、誠ニ中納言殿より御正統故、公方ニも御穢御同事ニ被思召故也と、於御城物語旨

(22) 松平文庫「越前松平家系図」(註2、二九頁)

「越城亀鑑」翻刻

凡例

- 一 本書は、福井県立図書館保管松平文庫二一〇号「越城亀鑑」を底本とした。なお本書は「福井県文書館・図書館・ふるさと文学館デジタルアーカイブ」(<http://www.archives.pref.fukui.jp/archive/detail.do?id=1045999&smode=1>)において、画像公開されている「二〇一七年一月三〇日現在」。
- 一 本稿では紙幅の関係上、延享二年〜寛延二年（一七四五〜一七四九）までを対象とし、それ以降の寛延三年〜宝暦八年（一七五〇〜一七五八）については次号の掲載とした。
- 一 漢字は常用漢字に改め、変体仮名・合字は之（の）・か（より）・而已（のみ）を除き平仮名に改めた。
- 一 校訂にあたっては、文中に読点・並列点を加えた。
- 一 改行は原則として追いつ込みとした。また読みやすさを考慮し、闕字・平出は省略した。

本文

（表紙・題簽）「越城亀鑑」

刑部卿様御嫡子様御当家え御養君二被為入候濫觴

一 延享二乙丑年御参府後小笠原石見守殿え御御衆、浅井源左衛門御留守居

を以、御内々御頼被仰遣候御口上書之趣

兵部太輔儀当年杯官位昇進之御沙汰自然有御座間敷や、故

伊予守忠昌儀侍従今直二宰相二昇進仕候、其後何も少将之内

壯年ニて死去仕候故、兵部太輔吉品儀は老年迄相勤候え共、

再勤ニて御座候故中将意り申候、然処去々年日光御修復御

手伝蒙仰無滞相勤候えは、何卒ケ様之御時節を以昇進之御沙

汰も御座あれかと乍恐家中一統願奉存候、兵部太輔儀は昇進

之儀杯曾て存寄無御座候、兼々申候も末家之次男二御座候

処、冥加二相叶本家相続仕大録・高官二罷在、段々御厚恩之

御事共之儀二候えは、自分何之願望毛頭無御座候、併いまた

男子無御座候、此段は昼夜辛勞二被存候、始て国許え御暇被

仰出候砌、於殿中御老中様御列席ニて、同氏但馬守被召加、

兵部太輔え御前御沙汰之趣被仰渡候二付、今以隔年御暇之節

仮養子之願不申上、御用番様え右之趣度々申上置候えは、安

堵至極難有奉存候、其上壯年二も罷在候えは、旁以不急儀二

も御座候え共、少も早く男子有之候ハ、国仕置等も為見習、

末々御用二も相立候様二仕度、是而已心願二奉存候、就夫

兵部太輔亡妻儀は伊予守吉邦娘(松平吉邦)にて御座候、是又上意を以婚姻相整候処、出生之子共も無之、去々年死去仕候、兵部太輔始家中一統残念ニ存候訳は、右亡妻迄にて故伊予守正統之血脈断絶仕候、依之乍恐御上御繁栄之御事ニ御座候えは、御由緒近キ御方様若当家え被為入候ハ、誠ニ先祖・子孫え対シ本望至極ニ奉存候、扱又如何敷申上様ニは御座候え共、当時御三家様方御連枝も多く御座候間、若シ御誘ひにて御三家様方今直養子と御座候ては、一門共之存も如何可有御座候、万々一御公儀之御養君杯ニ被為成御城分被為入候ハ、格別之御儀ニ奉存候、併右申上候御上御由緒近キ御方様被為入候ハ、誠以神君様(徳川家康)之御血脈御親く相成、先祖中納言殿(結城秀康)え立帰候様ニ奉存候、兵部太輔は勿論家中・万民迄も千々万々冥加至極難有奉存候、若又御入輿之御沙汰御座候共、幾重にも御用捨被遊被下度御事奉存候

右之趣浅井源左衛門口上ニ申達、猶又右覚之由にて石見守殿用人共を以差出候由也、右御内願之趣去年御参府後石見守殿え被仰入候処、御請取置候由御挨拶は在之候え共、其後一向ニ有無之御挨拶も無之ニ付、翌延享三寅年御帰国前徳正院様御前(福井藩用人)え大道寺孫九郎を被為召、右之次第第一々被仰聞、早二ヶ年二及び石見守殿今是非御挨拶可有之儀ニ候処、打捨おかれ候や御不審ニ思召候、加納遠江守殿ニは承知も有之候や、其方罷越候て遠江守殿え相伺候様ニと被仰付候ニ付、孫九郎儀加納殿え罷越、家老吉川源大夫を以右之趣申達候処、あなたへ罷通候様ニと源大夫申候ニ

付、例席え罷通り候処、加納殿御逢被成、源大夫え被申達趣致承知候、日々石州(不立役)えは出合候え共、右御内願之儀終ニ不承候と御申候ニ付罷帰、其趣達御聴候処、夫ニては石州分有無之挨拶無之筈ニ候、又々明日にも加納殿え参り、此書付之趣ニ候、宜御工夫給り候様ニと相頼可申由にて、右御書付之御控御渡被遊候ニ付、翌朝加納殿え罷出源大夫を以申入候処、加納殿早速御逢被仰聞候は、先達て石州え被仰込候儀を我等取扱候ては不宜候間、先達て石州え被遣候御書付御取戻シ之上我等取扱可見申旨御申ニ付、其趣罷帰申上候処御承知被遊、早速源左衛門被召出、右之次第被仰聞候処、源左衛門奉承知候え共、余程手間取程過候て右御書付石見守殿分御返しニ付、猶又孫九郎被召出、内々之書付石州分漸々御取戻し被成候間、加納殿え致持参宜申達旨御意ニ付登城前相考、加納殿え持参懸御目候処、御一覽候て此御書付之内御三家之御連枝之内にてもと在之段は不宜候、ヶ様之軽キ思召にては御大願参届申間敷候、此儀は我等方にて宜様ニ差略可申候、先々御書付留置申候、尤不軽御内願ニ候えは、いつれにも急ニ御沙汰ニ難被及儀ニ存候、御心願之趣は随分致承知候との御挨拶ニ付罷帰、其段申上候えは御満足被遊、左候ハ、亦復遠州(前納金)え其方参り無相違御請取大慶申段、御礼之趣一通り申達候様ニと被仰聞候

一翌延享四卯年正月加納殿え罷出候処、吉川源大夫を以被仰聞候は、御自分儀數主計頭殿え懸御目置可然候、子細は遠江守殿御事、當時若年寄御本役にて尤御用御取次をも兼相勤候様ニは被仰付候え共、重も立候て御用御取次之方は難相勤候、尤其御家之儀は此以

後とても御如在二は不存候え共、御取次本役之通二は難成候、左候ては何ぞ御用差支二も成候ては如何二候間、当時敷主計殿(頭殿)二は御側第一之仁にて候間、御用相弁候ため掛御目置候様二と御指図二付、其段御国其節御用人
當時御中老也え相伺候処達御耳、兼々敷主計頭殿懸御目置候様二と御留守居共え三・四年以来被仰付置候え共、惣て留守居え逢被申儀嫌ひ被申故か、今以不埒明候、加納殿御申聞之事二候えは一段之事候、早々懸御目候様二と御国今被仰越候故、其趣加納殿え申達候御承知有之、吉川源大夫を御呼出し敷殿家老飯田肉八方え其段申遣候様二と御申付被成、即日源大夫方手紙にて今朝之趣肉八方え申遣候御、何時二ても御逢可被成旨主計頭殿御申被成候由二候、先一通為御札敷殿え罷越可然由申来候二付、御家老中え申達、翌朝主計頭殿え罷越肉八呼出し御札一通り申達候御、主計頭殿御聞被成、追付致登城候間御逢可有之旨二付、今日之儀は先為御札致伺公候、持参之心懸もなく尤平服にて候間、追て相改可罷出由申候御、肉八申候は左様御支度二及不申候、兎角御逢被成候様二と申、内々あなたへ通り候様二と申候二付罷通候御、対客之間にて御逢有之、とく二も懸御目咎二候、遠州とハ毎度致噂候よし万端御懇意なる挨拶二候、其以後罷越候御、後々は居間・書院にて殊之外親敷物語等致し候

一 同年四月御参府被遊、いまた御参勤之御登城も無之内、四月十一日酒井雅楽頭殿(忠恭)御用人荒木瀬兵衛方手紙到来、申達度儀在之候間、今日中瀬兵衛宅迄罷越候様二と申来候二付、其段達御聴候御、何事やらん先々早く罷越候様二と御意二付、瀬兵衛宅迄孫九

郎罷出候御、雅楽頭殿内々にて其元え相尋候様二と被申候は、兵部太輔様御出生之御子様方今以不被成御座候や、若又御国許二御出生之御子様有之候え共、最前思召之趣も御座候二付御差控被成、御弘メ等も不被成候や、又は御家中え差遣被置候御子も無御座候や、御内々御尋被申候、尤表立不申儀二候間、外えは沙汰不致候様二と思召候、併重キ儀二候間、兵部太輔様被達御耳候上相伺候て返答可仕旨瀬兵衛申聞候二付、孫九郎致挨拶候は兵部太輔奥方存生之内二も終二出生無之、尤最初より国元・此表共二召仕候婦人無之二付、男女共二出生無之候、奥方不幸後今以召仕候女も無御座候二付、家老共初孰も色々申見候え共、如何様成存も候や一向二承知不致候二付、此表・国許共二出生は無御座候、猶又御尋之趣罷帰申聞候上御請可仕旨申達罷帰、達御耳候御承知被遊、御用人御中老・御留守居共被召出被仰聞候上各申談書付相認、猶又先年松平左近将監殿被仰聞候、公儀思召之御留書之御写、外二口上書都合三通相認、即晚雅楽頭殿え孫九郎持参、瀬兵衛え相達候御、書付両通・口上書共二請取、追付雅楽頭殿え可入御覧旨瀬兵衛申聞候

右御書付左之通

兵部太輔実子今以無之候や、若又国許等二出生之子共在之候え共、最前思召之趣も御座候二付差控、弘メ等不仕候や、又は家中え遣置候子共等も無之候や、御内々御尋之趣兵部太輔え申聞候御、此表・国許共二男子・女子共二一向出生無御座候、此段宜御挨拶申上候様二兵部太輔申付候、以上

四月十一日

大道寺孫九郎

覚

享保十五戌四月十六日為上使水野和泉守殿を以、国許え始て之御暇被仰出、為御礼同十八日登城仕、於御白書院御礼申上、蒙上意、御礼後於御白書院御縁側水野和泉守殿・松平左近將監殿・酒井讚岐守殿御列座、同名但馬守被差加、左近將監殿被仰渡御口達之趣

今度国許え之御暇被仰出候二付、仮養子之願可被指出候え共、実子出生迄は仮養子之願申上二不及旨、御前御沙汰二候間、此旨可被相意得候

右被仰渡、畢て

御上二も御子様方も被成御座候えは、思召も可有御座との御挨拶、左近將監殿被仰聞候

右両通近藤十兵衛相認 御書紙半切

口達

兵部太輔国許え始て御暇被仰出、右御礼登城仕候節、御老中様方御列席二て御懇之趣被仰出、冥加至極難有被奉存候、其砌は兵部太輔未若年二御座候、次第二年齡二相成候程御厚恩日々二重く難有被奉存候、兵部太輔今以実子出生無御座候、尤壯年之事二御座候え共、死生之儀は老若二不依儀二御座候間、無事之内兼々心願之趣御物語被仕置度存二御座候え共、不軽儀容易二は難被申出差控罷在候、折を以御物語被仕置度存二御座候、此旨をも御序を以被達御聴可被下候

大道寺孫九郎

但此一条は瀬兵衛え孫九郎口達之趣也、雅楽頭殿御好みにて孫九郎自筆二て月成半切二相認

右御書付・口達共二都合三通、瀬兵衛え相渡し候処、雅楽頭殿御請取有之候由

一御参勤之御礼四月十五日被仰上候後、主計頭殿え罷出候処、御登城前御逢候て色々御嘶共在之候、関ヶ原御陳之節秀康公小山え御出張、上杉景勝を嚴敷御押へ被成候二付、江戸御留守え景勝一寸も手出し不相成、御留守御丈夫二被思召候故、関ヶ原表全く御利運二被為成候、権現様天下御手二入候儀、偏二秀康公之御働故と思召候由、毎度上二も上意被遊候、扱此間雅楽頭殿え其元被差出候書付共不残手前え相回り、是二轅中致し候、扱々結構成御事二て候、追付御沙汰可有之候由、殊之外機嫌能御咄有之候、罷帰右之趣申上候えは、何事やらんと御機嫌御うるわしく被成御座候

一延享四卯六月十二日御養君被仰出候、於御黒書院溜御老中御列座、上意之趣御用番酒井雅楽頭殿被仰渡候趣左之通

刑部卿殿嫡子小五郎殿、松平兵部太輔養子被仰付候
右二付為御礼西丸え御登城被遊、夫一橋御勤被遊、御老中・若年寄衆御廻勤被遊候

右御用掛り左之通被仰付候

御用人

天方数馬
大道寺孫九郎

但此節今只今迄之御用人を御中老と唱、御奏者番を御用人・奏者番兼と被仰出候

一橋にて御用掛り左之通

高林弥兵衛

石川孫太郎

一 小五郎様と申御名、一橋にて御用ニ候間、御名御改被成候様との趣ニ付、中納言様御幼名之御事ニ候間、於義丸様と御改被成度旨、堀田相模守殿(正亮)之被仰違候、早速御達之通被仰出候、

一 御養子被仰出候ニ付、若殿様御部屋建候御場所御吟味有之候処、常盤橋御屋敷甚御手狭ニ候故、御殿建候御場所無之二付、霊岸嶋御屋敷ニ御住居被成候様ニ被遊度旨、茲殿存を相尋候様ニ被仰付候ニ付、茲殿え参り其段申達候処、茲殿御聞被成、夫は以之外之思召違ニて候、其元え一橋之御嫡子を被遣候儀は、別之思召にてハ無之候、兵部太輔殿御身持宜御動向も怠りなく、家法正敷仕置等宜候段達上聞、尤と思召候ニ付、刑部卿殿嫡子をそなたへ養子ニ被遣、兵部殿側ニて御育、平常之身持漸々ニ仕置等をも御見習、後々御用ニも被為立候様ニとの深キ思召を以其方え被遣候、然ル処手放シ霊岸嶋ニ被差置度との儀、決て伺も不相成事ニ候、甚之御了簡違ニて候とにかゝ敷御申ニ付、孫九郎申候は左様之処えは存付も無御座、屋敷手狭ニ御座候故、右之段申上候、只今被仰聞候趣申聞候ハ、別て難有可被奉存候、夫ニ付手前上屋敷隣酒井左衛門尉殿御屋敷と余程余計之地坪有之候様ニ承り及び候、此度何卒借受候様ニ仕度存候、何卒御工夫被下候様ニと申候

えは、是は又格別之事ニて候、如何程余計在之候様ニ及承候やと御尋ニ付、三千坪余も此方分は坪数多キ様ニ及承候段申達候えは、先々承置候と御申被成候

一 夫分両三日も過候て、茲殿家来飯田肉八方分手紙ニて今日於殿中主計頭え堀田相模守様被仰候は、御尋被成度儀候間、拙者儀一両日中ニ相模守様え罷出、用人春日井庄兵衛呼出し逢可申旨被仰候間左様心得候様ニと主計頭殿御申之由申来候ニ付、右之紙面明石縫殿(福井藩用)之申聞入御覽候処、御留守居共三人共ニ被召出、右手紙為御見、存寄御尋被遊候処、大谷一右衛門御請申上候は御老中前之儀は前々分御留守居共御用相勤来候、然ル処御用人ニて相濟儀ニ御座候ハ、私共儀御役御免被下候様ニと申上候由、其節津田九右衛門(福井藩御留守)・加藤長右衛門(福井藩御留守)兩人儀はととふの儀不申上、平伏仕罷在候由、御留守居共退出後拙者儀被召呼、肉八方分之手紙御覽被成候、留守居共存御尋被遊候処、不同心之様子ニ相聞へ候、併相模守殿と茲殿と直談之儀否共難申事ニ候、如何返事致候やと御意ニ付、肉八方分は明朝罷出御答可申上旨及返答候と申上候えは、此節茲殿不機嫌にてハ如何ニ候、明朝罷越何と可申と存やと御意ニ付、其段は只今御前ニては難申述候、兎も角ニもあなた御移り次第第二宜可申達旨申上候えは、必々卒忽之挨拶致間敷旨御意被成候、翌朝茲殿え罷越肉八呼出し、堀田様え罷出春日井庄兵衛え逢可申之旨奉承知候、加納様・此方様などハ御内々申上候儀ニ御座候故、私共罷出奉伺候、御老中前之儀は当家ニて只今迄留守居共計罷出勤来候儀ニ候処、拙者此度相模守様え被召呼罷出

候ては、家法ニ相背候様ニ相成如何ニ存候、留守居共勤内之儀を私取候様ニ留守居共万々一存候ては主人之為ニも不宜、其上此節御用中留守居共と私不和ニ相成候ては、用向之差支ニも相成可申や、是等之趣御耳ニ被達給り候様ニと肉八え申達候処、肉八申候は其趣可申聞候え共、主計頭中々承知被致間敷候、夫共ニ先可申聞由ニて入候て追付罷出、只今之趣申聞候処、主計頭以之外不機嫌にて相模守殿と手前か申談たる儀か、いやといわる、ものかよく／＼直ニ可被申と申、あれへ通候様ニと肉八申聞候ニ付、例席え相通り候処、主計頭殿早速御出肉八え御申聞之趣致承知候、扱々心得違ニて候、惣て御老中前御用之儀五通り有之候、甚重キ御用筋は御主人え御老中直談ニて候、左程ニも無之儀は用頼之者頭衆を以被仰達候、御領分仕置筋等之儀は家老共被召呼被仰聞候、献上物等之儀は留主居被召呼、用人共及対談候、差て重キ儀ニてもなく、御内々御聞被成度と在之儀は、用人被召呼被仰聞候、公辺ニてはケ様ニ五段ニ相分レ居申事候、いつれニ早々相模守殿え罷越可申由御申聞被成候ニ付、拙者申候は左様之御作法曾て心付不申、不調法之儀申上候、何レニ参上は可仕候、併御手前様と相模守様御直談ニて被仰下候ては余り結構過申候、御内用ニて被召呼候儀ニ候ハ、逆之儀ニ相模守様御用人中々此方留守居共え切紙ニて、此度用掛之用人共之内耆人罷出候様ニと申来り候えは、重畳難有奉存候段申達候えは、左様之自由ケ間敷事かいわる、ものにて候やと御申候て、余程不興ニ相見え候え共、何分宜奉願と申候て致退出候

一 即日肉八方手紙ニて追付罷出候様ニと申来候故違御耳罷出候処、主計頭殿早速御逢、外之挨拶もなく今朝御申候趣相模守殿へ言ましたか、きつい賞味、当時其元と拙者申談手前え参れと申を家法ニ障るニ付ていやしやと言士ハ当時天下ニ御座るまひ、世上の家老・用人共ハ色々手寄を以、何卒取入望以と言、最中いやといふハ頼母敷士て御座る、兼て大道寺ハ聞及ひました、兵部殿(本體也)ハよひ家来をおもちやつたと、きつい賞美／＼と押返し／＼御申、今日中ニ用人共留守居衆迄可申参候、左候ハ、一兩日中ニ相模守殿え罷出候えと機嫌よく御申ニ付御札申達致退出、御前え申上候えは御機嫌之御様子ニ被為入候

一 即日相模守殿用人共留守居共迄切紙にて此度御用掛り之御用人耆人一兩日中ニ罷出、春日井庄兵衛呼出し逢候様申来達御耳候えは其方参るやと御意ニ付名指も無御座候間、筆順ニも御座候間天方敷馬罷出候様ニ可仕旨申上、翌朝御留守居同道ニて相模守殿え敷馬罷出候処、御尋之趣御隣之坪敷之事ニて候、公儀之御帳御尋候えは早速相知れ候え共、はや御用筋他え洩れ候意味在之故、御内々御聞被成度との事ニて候、依之御隣之地面坪敷・此方様御地面坪敷共ニ相調差出申候

一 同年六月廿五日御奉書御到来ニ付御登城被遊候処、於御白書院御縁側御老中御列座、酒井雅楽頭殿御書付を以被仰渡候

上屋敷手狭ニ付、酒井左衛門尉
上屋敷之内六十六百貳拾坪余
御添地被下候
但此方様令御願等は無之候
松平兵部太輔

一 御隣屋敷之内此方様え御添被下候ニ付御普請御取懸在之処、只今

迄之御隣界之御長屋敷拾軒取こぼち不申候えは御普請難相成二付、右御長屋ニ被差置候御家来共何方えも難片付、御余計之御長屋も無之二付敷殿え孫九郎罷越申達候は、此度御足地被下置難有被奉存候、右二付普請取掛り候二付、添地・長屋共其外余程取崩し不申候はては普請出来不仕候、当时上野宿坊之御番被相勤候二付過分之人數も入置申候、以前は上野宿坊二小屋懸ケ仕一番手之人數は入置候え共、近年上野御山内二人數入置候事無用二被仰出、諸家共二居屋敷或は中屋敷・下屋敷等二人數差置候、此方も靈岸嶋二二番手は指置候え共、壹番手は手寄二候間、上屋敷ニ差置申候、可相成儀二候ハ、上野宿坊二飯小屋を掛一番手指置申度存二御座候、乍去被仰出候筋も御座候えは押て左様共難仕候、如何可仕や当惑仕候と御物語致し候えは、夫は御難儀たるへくよし一通之御挨拶在之候処、一兩日過候て上野火之御番御免被仰出候、尤此方様より何方えも御願之儀は一向無之、上々被仰出候故別て難有被思召候

一今年六月末主計頭殿御痛所別て御勝レ無之由にて御引込、御役御願之処御免無之、折々御機嫌伺登城有之候え共、御用御取次之儀は御断にて大岡出雲守殿(忠光)・高井兵部少輔殿(正房)同日二御取立、御用御取次被仰付候、依之大岡出雲守殿え加藤長右衛門、高井兵部少輔殿え津田九右衛門被仰付、手寄くを以兩人申込候え共、兩所共二御逢候儀出来兼候、依之御奥向御用筋御差支被遊候二付、右御兩所江拙者相勤候様ニ御意被遊候え共、此節專御養子御用掛り故昼夜無寸暇候故御断申上候処、或時小杉鼻紙式枚二書候女中文

を御取出し被遊、是見候えと御意二付内見仕候処、其趣にて候間是非其方罷越候えと御意二付、是は誰殿之文にて候やと御尋申上候えは、夫は出雲守殿母義喬松院殿上野住心院えやられたる文也と御意在之候、其文言

何く兵部太輔様御留守居加藤長右衛門殿と申方、出雲守へ御逢被成度旨御願二付其段出雲守え申聞候処、兵部太輔様御家来大道寺孫九郎殿と申方にて候ハ、可懸御目候、其外之御方えは御目ニ懸る間敷由出雲守申候と有之候、其通にて候、此度之御用筋甚差支候間、是非其方參候えと再三之御意難默止御請申上候

一右之趣二付翌朝主計頭殿え参り申達候処、主計頭殿御逢有之、夫見被申候えとく(マ)被參よと申候二彼是と申逃ケ被申候、大岡へも高井えも參候様ニと被申候て、直二家老飯田肉八御呼候て大岡・高井えも孫九郎ふといわれ候間、兩所え其方今申遣候様ニと被申付候

一即晚肉八方手紙にて大岡様・高井様え申遣候処、何時にても御逢可被成旨二候間、先為御礼明朝二も御兩所様え罷出候様ニと申來候二付、其旨達御耳、翌朝御兩所え罷出候処、御兩所共二御登城前直二御逢被成候、依之何も持參致さず平服之俣にて懸御目候是今前金紋御挟箱之儀御留守居共え被仰付、酒井雅楽頭殿・本多伯耆守殿(正珍)え御内々御相談有之候処御承知有之、御内存之趣堀田相模守殿え被仰込可然旨二付、相模守殿え御書付御持參被成候処御得心有之、朱書にて加筆等も在之、首尾宜キ趣

二付御清書被遊、翌朝御持參御差出、相模守殿首尾能御請取候処、如何いたしたる事にて候や、右御書付追て御返し被成候、定て何方にてぞ差支候訳在之儀と思召、御残念ニ思召候御様子ニ相聞候、右御内願之趣は於義丸様一橋ニ被成御座候節は金紋之御挾箱為御持被成候処、御家へ被為入、革を御掛ケ被成候儀氣之毒ニ思召候、御主様御一代は其假革を御掛ケ可成度との御願、誠ニ無御余儀御願故御老中方何も御同心ニ候え共、何方にぞ相滞候て上聞ニも不被達やと御留守居共打寄残念ニ奉存候由、此一件は拙者えは曾て御相談無之、御内々御留守居共え被仰付候事之由後ニ承り申候

一拙者儀高井・大岡え折々罷越少々御心易相成候節、右金御紋之儀大岡殿え承合見候えと御意ニ付、大岡殿え御物語致し候処、大岡殿御申ハ先頃承りたる事にて候、何とやらんもや〜としたる事にて候と笑ひながら御申ニ付、何卒手前え引移被申候以前ニは相成間敷やと申候えは、何を言ても先頃之もや〜合間のなき事にて候故、中々急ニは相成間敷候、御時節も可有之旨丈夫ニ御申聞被成候

是迄ニて金紋之儀此方様合御願筋無之候

- 一 同年十二月廿三日於義丸様御引移被遊候、委細諸事覚帳ニ有之
- 一 延享五辰四月十五日於義丸様大奥え初て御登城被遊候、委細御祐筆部屋諸事留ニ有之

寛延二巳十月徳正院様御逝去後、堀田相模守殿え御家老

中被差出候書付大御書紙
半切ニ認

於義丸遠慮明候ハ、家督可被仰付儀と奉存候、就夫先年(享保六全)伊予守死去之節、同性大和守・左兵衛督并中務太輔儀御城え被為召、御老中様方御列席にて被仰渡候は伊予守実子無之ニ付、同性千次郎(松平宗直)を假養子願置候え共、伊予守跡幼少之者ニ相續被仰付候儀一家之者共は不及申、上之御為ニも不可然被思召候ニ付、中務太輔え相續被仰付候旨御書付を以被仰渡候、且又兵部太輔存生之内若シ急症にて致病死候節、家老共致披見候様申付置候書付御座候ニ付、此度披見仕候処、去々年於義丸養子被仰出候以前、此御方様え兵部太輔被召呼、御内意之趣被仰合候御品共冥加至極難有奉存候旨、委細自筆を以認差置候、依之国許・此表家老共一統奉願存候は当家之儀幼年之者ニ相續被仰付候儀、右申上候通伊予守死去之砌被仰出候趣も御座候、尤越前一家之者共も罷在候えは、幼年之間は相談も可仕儀ニ御座候え共、畢竟家老嘸ニ相成、領分之仕置等べり兼可申やと是而已恐入奉存候、指当り一橋様被成御座候え共、重キ御方様故万端差控罷在候、此以後は於義丸養育之儀は勿論、仕置筋之儀迄も一橋様御後見被成下候様ニ被仰出被下置候ハ、国許・此表家老共始家中之者共迄も一統難有可奉存候、左様御座候ハ、家中・在々迄万事べり宜可有御座と奉存候ニ付、此段乍恐奉願上度奉存候、此御方様ニは去々年御内意之趣も被仰合候御儀ニ御座候えは、何卒御賢慮を以家中・在々迄安堵仕、兵部太輔兼々申付置候仕置筋相立候様

二家老共一統奉願外無御座候、壯年之主を失ひ幼主を保護仕候、家中之者共当惑仕罷在候段、乍恐御尊察被遊可被下候、右申上候趣共一家之者共を始何方様えも可申達様無御座候、此御方様ニは於義丸養子被仰出候前後合万端御取扱被遊被下候御儀ニ御座候故千万恐入奉存候え共、国許・此表家老共一統之心願奉申上候、尤右之趣於義丸幼年之儀を無覚束存候て申上候儀ニては毛頭無御座候、幾重ニも家中末々迄仕置筋べり宜御座候様ニ、偏御憐愍を以何分ニも御賢慮被遊被下置候様ニ、不顧憚御内々念頭之趣奉申上候、以上

十一月

別紙

御自筆封シ
半切ニ認松平於義丸
家老共

兵部太輔病氣養生之間も無御座壯年ニて致卒去、於義丸は不及申、家来共別て愁傷仕候段御尊察被遊可被下候、併於義丸被居候儀故家督之儀は各安堵仕罷在候え共、幼年之儀ニ御座候故仕置筋之儀、差当り養育等之儀迄私共当惑仕罷在候、依之不得止事別紙書付之趣、此御方様え奉入御内聞度奉存候、此段一類中又は用向御頼申候御方々を以も難申上儀ニ付、推参至極憚入奉存候え共持参仕差上申候、偏幼年之於義丸御見立被遊と被思召被為添御賢慮被下置候ハ、兵部太輔生前之存念も相立、私共并家中末々迄難有仕合奉存候

一 右書付之内ニ於義丸幼年之儀を無覚束存候て申上ル儀ニては無御座段相認候儀、却て御不審ニも可被思召候、此儀は当家之筋目を被為思召、一橋様之御嫡子様を養子被仰付候程之御

儀ニ御座候えは、万一於義丸幼年之内不慮之儀御座候ても、猶又公儀之思召も可被成御座やと、乍恐私共儀は安心仕罷在候故、無覚束存候て申上ル儀ニては無御座候段相認申候、併御大法も御座候御儀ニ御座候えは、幼年之内万一不慮之儀も在之節は如何成行可申やと、家中之面々・其外末々ニ至候迄曾て安堵不仕恐懼仕罷在候、恐多御儀ニ御座候え共、家中之者共えも申聞安堵為仕候様ニ、追ては被仰出候御品も御座候ハ、重畳難有仕合奉存候、以上

十一月

口上ニ申上候趣

松平於義丸
家老共

問奉書半切ニ認

一本紙書付之表ニ一橋様御後見之儀と計相認候え共、極意ニは兼々兵部太輔申聞置候大望・大願之意味御座候、併此儀は別て重キ御儀ニ御座候故余り恐入奉存、書面ニは書頭シ不申候、此段は尊察を以御賢察被遊可被下候

一 右書付之趣、一橋様之御家老中えも遂内談候て可申上儀ニ御座候え共、万一御差留被成候ては仕り方無御座候ニ付、一向ニ御沙汰不仕候、依之一類中えも不申聞候、此段も被聞召置可被下候、以上

十一月

松平於義丸
家老共

右両通之書付并口上書一通、都合三通一所ニ封し、(福井藩家老)岡部造酒助封印致シ、寛延二己巳年十一月廿二日晚八半時頃堀田相模守殿御屋鋪之造酒助、大道寺孫九郎同道ニて御留守居同道無之表式台々罷通名札差出シ、御用人中え逢申度段取次え申達候処暫有之、御用人岩滝五兵

衛罷出知ル人ニ相成、扱相伺申度儀御座候て書付致持參候、可相成儀ニ候ハ、封之俣被差上候様致度旨、造酒助被申達候処五兵衛致承知、此儀ニ付相模守被相尋候品も候ハ、追て可得御意旨ニて右書付封之俣五兵衛受取之、兩人直ニ罷歸申候

一 翌廿三日晚七時過相模守殿御用人ハ連名之手紙推察候様ニと在之候、当時天下之御政務ニも預り候事ニ候えは、大小事ニ限らず相模守推察を以一言ニても御同席中ハ申出候儀、万一齟齬致し候節は最早取返し不相成事候、况重キ御事と相聞候えは一入御大切之儀ニて候を、推察之分ニては一向御取扱難成候、御書中ニ難被相認儀と相聞候間、各方を相招拙者承候様ニと相模守被申候、尤此間被指出候御書付共相模守熟覽之上拙者（音次）預置被申候由甚大夫申候ニ付、造酒助方被申候は委細御申聞之趣奉承知候、乍憚御尤至極ニ奉存候、右口上書ニ申上候大望・大願之品は甚重キ御儀恐入奉存候故、先達て差上候紙面ニ書頭不申候、然処昨晩各々被下候御切紙ニ御尋被成度儀御座候間、今朝罷出候様ニ被仰下候ニ付、若シ此一件之儀御不審も可有御座やと奉存候ニ付、右大望・大願之趣書付相認致持參候、御尋之儀ニも御座候間、書付可入御覽や之旨造酒助被申候、其節孫九郎申候は右御尋之儀即席ニ書付差出候ては、是以如何造酒助・孫九郎兩人宛所ニて到来、昨日差出候書付之内被相尋儀候間、明朝五半時相模守殿御宅ハ罷出之旨申来ニ付、相応之返答申遣之

一 相模守殿ハ右之通申来ニ付、芦田凶書・岡部造酒助・明石主膳・大道寺孫九郎各申談候は相模守殿御尋之儀別段之儀ニては有之間

敷候、昨日差出候口上書之内ニ大望・大願之儀御賢察被下候様ニとの一件、定て御尋ニても可有之候、左候ハ、口上ニて申達候ても、猶又其趣書付差出候様ニと御好ミ可有之事ニて候間、書付相認持參可然や之旨各申談、尚又御留守居加藤長右衛門・横田作大（此節由九右衛門此節發氣）兩人ハも御家老中被申聞候処、各一同之存ニ付、各申談相認候書付左之通

兵部太輔自筆ニ相認置候書付之趣（間奉書半切ニ認）

去々年此御方様ニて御内意被仰含候趣冥加至極難有奉存候、就夫於義丸幼年之内、若兵部太輔不幸之節は於義丸養育可致者も無之、況仕置筋之儀家老誘ニ相成候ては（音次）之程無覺束、畢竟於義丸為メ不可然候、当時一家共孰も年若ニ候、若左様之節は一橋様御後見被下候様ニ致度事ニ候、此段家老共尤と存候ハ、此御方様ニは於義丸養子被仰出候前後ハ万端御引受之御事ニ御座候間、幾重ニも御願申上見可申候、万々一上之思召を以一橋様直ニ被為入候様之御沙汰ニ相成候ハ、生々世々難有御事ニ奉存候旨書付差置候ニ付、国許・此表家老共一統ニ奉願上候え共、甚重キ御儀恐入奉存候ニ付、先達ては書面ニ書頭シ不申候、御尋ニ付申上候、以上

十一月廿四日 松平於義丸家老共

一 十一月廿四日之朝五時過造酒助方致同道、相模守殿御宅ハ罷出、取次之者案内ニて奥之座鋪え兩人相通り候処、火鉢・茶・煙草盆出暫く在之、用人倉次甚大夫罷出申聞候は一昨日御持參兩通之御書付は事長キ儀ニ付、相模守再篇致熟覽致承知候、別ニ御口上書

之表二兵部太輔様被仰置候御大望・御大願之儀有之由、併重キ儀二候故書面ニは難被相認候間、相模守致ニも可被思召や、一と先屋敷え罷帰候へて相認差出申趣可然や、此段は御自分御考被下いつれニも宜様二頼入候由申候処、甚大夫委細致承知入御念儀ニ御座候、先最前得御意趣各方え申達候段相模守え可申聞候、其上いつれニも相考宜取扱可申旨にて引込候て、追付甚大夫罷出申聞候は只今御申聞候趣委細相模守え申聞候処可致披見旨申候間御書付御持參之儀も内々にて相模守え申聞候可致披見旨申候間御渡可有之旨甚大夫申候二付、造酒助方被申候は此間差上候書付共も御自分御預り之由ニ候得は、今日持參之書付致開封可進や之由被申候処、甚大夫申候は先御封之俣にて可被指出候、相模守可被致開封候、此間之御書付も相模守致開封熟覽之上拙者え預ケ置被申候由にて、封印之俣甚大夫請取之、引入候て暫く有之、甚大夫罷出申聞候は只今被差出候御書付之表、此間被差出候御書付之趣ニ引合見被申候処、一体之趣意相替儀も無之内、末ニ至り候ては一橋様直ニ被為入候様ニ被成度との御願望第一之様ニ相見え申候、左候えは此間被差出候御書付は反古ニ成候て、今日被差出候御書付之趣御奥意と相見へ申候、左候ては御願筋両様ニ相見え候間、相模守御取扱難成存候間、御持參之御書付ともに向ニ返進可被致候、扱是は相模守御挨拶にては無之、拙者御物語致し候様ニと被申候は此度一橋様直ニ御家え被為入候様ニ相成候ハ、あなたニ小五郎様当時御嫡子様にて被成御座御事ニ候えは、則いつ迄も小五郎様御嫡子ニ御立可被成御事ニ候、左候えは於義丸様ニ

は如何可被為成儀と各ニは被存候や、其御方様御家柄御格別と有ル上之思召を以、一橋様之御嫡子様を御養子ニ被為進候、専も相立不申候悪敷御取扱致し候ては、於義丸様御為ニ相成不申事ニ候、此段各方え御物語候様ニと相模守申聞候由甚大夫申候二付、其節孫九郎申候は御受之儀は造酒助可申上候、只今被仰聞候相模守様思召之段乍恐御尤至極奉存候、今日持參之書付之儀は兵部太輔書付置候趣を奉入御覽度家老共存念計にて御座候、家老共一統之願と申は此間差上候両通之書付共之趣ニ御座候、何レ之道ニも於義丸為第一之儀ニ奉存候故、段々申上候儀ニ御座候、兵部太輔認置候も於義丸為を存候て之儀ニ御座候、此方様ニは兼々御懇意ニ被成下候故、如此認置候儀と申儀を一通り入御覽候迄ニ御座候、尤此間差上候書付之内ニも思召ニ不相叶儀も可有御座や、此節之儀にて候間認様前後も可仕候、兎ニも角ニも於義丸為メ宜様ニ御取扱被下度家老共念願之外無御座候由申進候処、造酒助方被申候は只今孫九郎申上候通何レ之道ニも於義丸為メ宜様ニ御賢慮被為添、御相談被成下候様ニ奉願之段被申述候処、甚大夫委細致承知候、左候ハ、其趣猶又相模守え可申聞由にて引込候て、追付甚大夫罷出申聞候は只今御向所御申聞之趣、委細相模守え申聞候処被致承知候、左候ハ、此間被差出候両通之御書付受取申候、其外之書付共は可致返進儀ニ候え共、去々年於義丸様御用相勤候御令兵部太輔様別て御懇意ニ被成候、相模守儀ニ候えは御存生之内御認被置候趣を、御懇意だけニ一通り御物語被成候と相心得、全く御役儀を放れ候て承置申候、誠ニ承捨と御心得可被成候、且又今日

御持参之御心覚之儀も返進可被致儀二候え共、左候ては何とやらん御願之書付之様にも相聞へ如何二候間、右申候通御懇意を以御為見被成候事二候間是以留置申候、此儀を以御取扱仕儀にては曾て無御座候、此段能々御承知候様ニ申達候様ニと相模守被申付候由甚大夫申聞候、依之忝奉存旨一札申述、直二兩人共ニ致退出候

此間差出候書付無相違御請取被下候為御礼、改候て可罷出や之旨甚大夫え孫九郎承り候処、暫相考候て却て如何二候、右被入御念被仰聞候趣をは、追付相模守へ可申聞候由甚大夫申候

右書付封印之儀は何レも岡部造酒助方印形、惣て書付・口上書共二大道寺孫九郎自筆ニ相認申候

一同年十二月七日御家督被仰出候、右取扱は御右筆部屋諸事留ニ委細有之

一同年十二月廿二日堀田相模守殿え御家老芦田図書・岡部造酒助御用有之二付被召呼候、御留守居加藤長右衛門同道ニて朝五時過相模守殿御宅え罷越候処、於大書院相模守殿被仰渡、其上ニて御書付御渡左之通

松平於義丸
家老共

於義丸幼少ニ付は国許仕置別て入念申付、万事順和取扱候様可仕候、若又一決不致儀は刑部卿殿え伺候様可仕候

十二月

右之通被仰出候

一御家督被仰出候後年始御鏡餅御献上之儀、加賀(前田家)・陸奥(伊達村)・薩摩(薩摩)も

御鏡餅御献上有之由ニ付、御家も可被献儀二候間、堀田相模守殿掛り御留守居津田九右衛門此節病氣ニ付孫九郎罷越相伺可然旨御家老中御指図ニ付、相模守殿え孫九郎罷越、用人倉次甚大夫え逢候て右御内意相伺候処、相模守殿御承知有之、随分御鏡餅被献可然事候、乍去当月御用番ニ候間、酒井左衛門尉殿え相伺可然旨御差図ニ付、其段罷帰御家老中え申達候処、御留守居共左衛門尉殿え罷出相伺可申旨御差図ニ付、早速御留守居共左衛門尉殿え罷出相伺候処、追て御差図可有之旨被仰聞候

一右御鏡餅御献上之儀相模守殿え相伺候節、孫九郎え相模守殿御内々被仰聞候は御献上之儀加賀・陸奥・薩摩之篤と承合相伺可然候、尤公儀も其御方様え御鏡餅御拝領ニて可有之候、左様可相心得候、左候ハ、御同性之内御名代を以御礼可被仰上事二候と被仰聞候ニ付其段奉承知候、御上へ拝領は年内被下置候儀二候や、年始拝領之儀二候や、内々相伺候処、表向之申談は御伺ニて相濟事二候、御拝領之儀は大奥へ出候事故何日ニ御拝領可有之や、御老中方ニて相知レ不申事二候、御一方御名代ニて早速御礼可有之事二候間、幾日にては御一方御招置被成可然候、乍序拙者え被仰聞候ハ、当時一橋へ御入被成候事故、越前御一家様方御親ミ御疎く可相成やと被存候、此以後は只今迄より猶以て越前家之御一方方別て御親敷被成候様ニ致度事二候、左様無之候ては上之思召ニ相成不致候、此以後随分前々も厚く御親ミ被成候様ニ致度事二候、此段能々御家老中え可申達旨倉次甚大夫を以被仰聞候ニ付罷帰、則右之趣御家老中え申達候